

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会運営要領（案）

令和7年1月〇日

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会申合せ

1. 構成及び運営

- (1) 座長は新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会（以下「研究会」という。）のメンバーの互選により定める。
- (2) 研究会は、座長が招集する。
- (3) 座長は、課題を検討するに際し必要な範囲において、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

2. 議事の進行等

- (1) 会議の進行は、座長が務める。
- (2) 資料は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- (3) 研究会は非公開とし、研究会終了後、議事概要は座長の確認を経た上で公開し、議事録は、メンバーの確認を経た上で公開する。

3. 庶務

研究会の庶務は、内閣府公益認定等委員会事務局において処理する。

4. その他

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が会議に諮って定める。